

令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）
業務委託契約書（案）

群馬県知事 山本 一太（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第 1 条 発注者は、令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、契約日から令和 9 年 3 月 19 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託料は、金 円とする。

（業務の処理方法）

第 4 条 受注者は、令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（契約保証金）

第 5 条 発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

（秘密の保持）

第 6 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約に用いた資料その他関係資料を第三者のために転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

3 受注者は、磁気ファイル等の特性に留意し、委託業務に係るデータ処理、保管及び移転の各段階において、滅失、損壊又は目的外使用が行われることのないよう、万全の注

意を払うよう努めなければならない。

- 4 受注者は、委託業務で作業場所から持ち出す、又は持ち込む資料等は、その取扱いが分かるように記録を残さなければならない。

（業務実施計画書の提出）

第7条 受注者は、業務実施体制及びその他必要な事項を記載した業務実施計画書（別記様式第1号）を作成し、この契約締結後14日以内に発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第9条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

ただし、成果物の中に受注者が既に著作権を保有しているもの（以下「受注者著作物」という。）が含まれる場合、受注者著作物の著作権は、なお受注者に帰属する。

この場合、受注者は、著作物を使用及び修正するために必要な範囲で著作権法に基づく利用（複製権、翻案権等著作物を利用する権利をいう。）を無償で発注者に許諾するものとする。

（一括再委託等の禁止）

第10条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその実施方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に

関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第12条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知（別記様式第2号）しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する業務の遂行のための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督及び指導

3 前項の規定に基づく監督員の指示、承諾、協議又は受理は、原則として、書面（別記様式第3号）により行わなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第13条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知（別記様式第4号）しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 前項の規定に基づく管理技術者の承諾、協議、提出又は受理は、原則として、書面（別記様式第3号）により行わなければならない。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(仕様書等の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期

間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務委託料の変更方法等)

第15条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第17条 受注者が委託業務の実施に際して発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償する責めを負う。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示等の内容その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不適當であること等発注者の責めに帰す

べき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務完了報告及び検査)

第19条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知（別記様式第5号）しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務委託料の支払い)

第20条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求（別記様式第6号）することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料に、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第20条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額の遅滞利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。

- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 第26条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ その他役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項第一号から第五号までの規定により、この契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。次に掲げる者が本契約の解除を申し出た場合も、同様とする。
- イ 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - ロ 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - ハ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

第23条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第24条 発注者は、成果品に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者の指定した方法により、受注者に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

2 発注者は、成果品が契約不適合であるときは、追完請求に代え、又は追完請求と併せて、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができる。成果品が契約不適合により本契約の目的が達成できないと判断する場合は、発注者は追完の催告をすることなくこれらの権利を行使することができる。

3 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第25条 受注者は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当要求行為を受けた場合は、その旨について、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

なお、下請業者又は業務関係者（以下「下請業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、受注者に速やかに報告することを当該下請業者等に指示し、その旨について下請業者等から報告を受けた場合は、発注者への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(受注者の解除権)

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第27条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既

履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（賠償金の徴収）

第 28 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定めた率で算出した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第 29 条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人を選任し、あつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約の費用）

第 30 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（信義則）

第 31 条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約外の事項）

第 3 2 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者	住所	群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1
	氏名	群馬県知事 山本 一太 印

受注者	住所	
	氏名	印

別 記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（管理体制）

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

（適正管理）

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一齐に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

（作業場所の特定）

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（媒体等の返却等）

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

（従事者への周知及び監督等）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（実地検査等）

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（漏えい等の報告）

第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被

害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。

別記様式第1号

令和 年 月 日

業務実施計画書

群馬県知事 あて

所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

令和8年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務に係る業務実施計画書を次の書類を添えて提出します。

- 1 業務の概要
- 2 業務実施体制
- 3 連絡体制（緊急時対応含む）
- 4 業務の実施方法（業務スケジュールを含む）
- 5 個人情報保護に関する事項
- 6 情報セキュリティに関する事項
- 7 その他業務の実施に当たり必要な事項

監督員 指定・変更 通知書

年 月 日

様

群馬県知事

次のとおり、監督員を 指定・変更 したので、令和8年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託契約書第12条第1項の規定により通知します。

記

- 1 業務名
令和8年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託
- 2 監督員の職及び氏名

監督員 職 氏名
- 3 権限の分担
令和8年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託契約書第12条第2項の規定により自ら行使する権限

別記様式第 3 号

業 務 打 合 せ 書									
業務名					受注者				
事 項									
項 目				発 議 年 月 日		監 督 員		管 理 技 術 者	
指示	承諾	協議	提出	年 月 日					
項 目	上記について	承 諾 不承諾 回 答 受 理	年 月 日		監 督 員		管 理 技 術 者		
			年 月 日						
(理由)									

注 打合せのつど2部作成し、各々保管する。

管理技術者 指定・変更 通知書

年 月 日

群馬県知事

あて

所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

次のとおり、管理技術者を 指定・変更 したので、令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託契約書第 1 3 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 業務名

令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託

2 管理技術者の職及び氏名

管理技術者 職 氏名

3 権限の分担

令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託契約書第 1 3 条第 2 項の規定により自ら行使する権限

令和 年 月 日

業 務 完 了 報 告 書

群馬県知事 あて

所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

令和○年○月○日付けで契約した令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援（林地集積・集約化モデル）業務委託が完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

- ・ 業務報告書
- ・ 業務概要版
- ・ モデル地区の現況分析結果
- ・ 森林ゾーニング図その他の地図データ
- ・ コストシミュレーション結果及びその計算根拠
- ・ 林地集積・集約化モデル提案書
- ・ モデル地区への導入に向けたロードマップ
- ・ 説明会及び意見交換会の資料並びに議事概要
- ・ ヒアリング結果の取りまとめ資料
- ・ その他本業務を通じて作成した資料

別記様式第 6 号

令和 年 月 日

委託料請求書

群馬県知事 あて

所在地
商号又は名称
代表者 職 氏名 印
登録番号 T

次のとおり請求いたします。

請求金額		千	百	十	万	千	百	十	円
消費税及び地方消費税 円									
委託業務の名称	令和 8 年度群馬県地域森林計画等策定支援 (林地集積・集約化モデル) 業務委託								
業務完了年月日	令和 年 月 日								
委託契約年月日	令和 年 月 日								
業務委託料 A		千	百	十	万	千	百	十	円
前払金額 B ※受領済額									
精算請求金額 A - B									
口座振替先	普通預金・当座預金 銀行 本(支)店 番 名 義 (フリガナ)								

※金額欄は、消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。